

改正案	現行
<p>（特定運用資産）</p> <p>第四条 規則第四十八条第一項第四号及び第四百四十条第一項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。以下この項において同じ。）から格付（投資適格相当以上のものに限る。以下この項において同じ。）を付与されていない無担保の債券（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 適格格付業者から格付を付与されている者が発行した債券又は格付を付与されている者がその元本の償還及び利息の支払について保証（保証予約のうち、債権者たる保険会社が保証契約を成立させる意思の表示をした時から保証契約の効力を生ずるものを含む。以下同じ。）をした債券</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>二 適格格付業者から格付を付与されておらず、かつ、上場会社等に該当しないものに対する無担保の貸付金（次に掲げるものを除</p>	<p>（特定運用資産）</p> <p>第四条 規則第四十八条第一項第四号及び第四百四十条第一項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）から指定格付（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）第一条第五号に規定する指定格付をいう。以下同じ。）を付与されていない無担保の債券（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 指定格付機関から指定格付を付与されている者が発行した債券又は指定格付を付与されている者がその元本の償還及び利息の支払について保証（保証予約のうち、債権者たる保険会社が保証契約を成立させる意思の表示をした時から保証契約の効力を生ずるものを含む。以下同じ。）をした債券</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>二 指定格付機関から指定格付を付与されておらず、かつ、上場会社等に該当しないものに対する無担保の貸付金（次に掲げるもの</p>

く。

イ 適格格付業者から格付を付与されている者又は上場会社等が保証をした貸付金

ロ (略)

ハ 適格格付業者から格付を付与されている者又は上場会社等の子会社(当該上場会社等がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。)に対する貸付金

ニト (略)

三 適格格付業者から格付を付与されておらず、かつ、上場会社等に該当しないものに対する無担保の貸付有価証券(次に掲げるものを除く。)

イハ (略)

234 (略)

(積立勘定資産に係る運用額の制限)

第五条 規則第四十八条第三項及び第四百十条第三項に規定する金融庁長官が定める資産は、総資産(その他有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第二十二項に規定するものをいう。))にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この条及び次条において同じ。)(外国保険会社等にあつては、日本における総資産)のうち債券、貸付金及び貸付有価証券(前条第一項各号に掲げるものに限る。)とし、

を除く。)

イ 指定格付機関から指定格付を付与されている者又は上場会社等が保証をした貸付金

ロ (略)

ハ 指定格付機関から指定格付を付与されている者又は上場会社等の子会社(当該上場会社等がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。)に対する貸付金

ニト (略)

三 指定格付機関から指定格付を付与されておらず、かつ、上場会社等に該当しないものに対する無担保の貸付有価証券(次に掲げるものを除く。)

イハ (略)

234 (略)

(積立勘定資産に係る運用額の制限)

第五条 規則第四十八条第三項及び第四百十条第三項に規定する金融庁長官が定める資産は、総資産(その他有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第二十一項に規定するものをいう。))にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この条及び次条において同じ。)(外国保険会社等にあつては、日本における総資産)のうち債券、貸付金及び貸付有価証券(前条第一項各号に掲げるものに限る。)とし、

規則第四十八条第三項及び第百四十条第三項に規定する金融庁長官  
が定める割合は、百分の十とする。

規則第四十八条第三項及び第百四十条第三項に規定する金融庁長官  
が定める割合は、百分の十とする。

改正案

現行

<p>（財務再保険）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第七十一条第二項に規定する金融庁長官が定める再保険は、保険会社が保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険に付した部分に係るすべてのリスクを移転することを約し、当該再保険に付した部分に係る保険契約から当該再保険に付した後に発生することが見込まれる収益（以下この項において「将来収益」という。）を出再保険受入手数料（受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下同じ。）が元受保険会社（保険契約を再保険に付す保険会社をいう。以下同じ。）に支払う、当該再保険に付した保険契約の集団（以下この項において「出再保険群団」という。）に係る将来収益を基に計算した手数料をいう。以下この条において同じ。）としてあらかじめ收受する再保険であつて、次に掲げるすべての要件に該当するものをいう。</p> <p>一 受再保険会社が、国内及び海外の監督当局から再保険に係る事業免許を付与された保険会社であつて、<u>適格格付業者</u>（金融庁長官が別に指定する者をいう。）から <u>AAA</u>・又は <u>Aaa</u> の格付以上の格付を付与されている保険会社であること。</p>	<p>（財務再保険）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第七十一条第二項に規定する金融庁長官が定める再保険は、保険会社が保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険に付した部分に係るすべてのリスクを移転することを約し、当該再保険に付した部分に係る保険契約から当該再保険に付した後に発生することが見込まれる収益（以下この項において「将来収益」という。）を出再保険受入手数料（受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社をいう。以下同じ。）が元受保険会社（保険契約を再保険に付す保険会社をいう。以下同じ。）に支払う、当該再保険に付した保険契約の集団（以下この項において「出再保険群団」という。）に係る将来収益を基に計算した手数料をいう。以下この条において同じ。）としてあらかじめ收受する再保険であつて、次に掲げるすべての要件に該当するものをいう。</p> <p>一 受再保険会社が、国内及び海外の監督当局から再保険に係る事業免許を付与された保険会社であつて、<u>企業内容等の開示に関する内閣府令</u>（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する<u>指定格付機関</u>から <u>AAA</u>・又は <u>Aaa</u> の格付以上の格付を付与されている保険会社であること。</p>
---	--

2 二  
(略) 了  
(略) 七  
(略)

2 二  
(略) 了  
(略) 七  
(略)

保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第六百六十一条第一項第一号から第七号まで、第六百六十二条第一号から第三号まで及び第六百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（平成二十二年金融庁告示第四十八号）

改正案	現行
<p>別表第八から別表第十二までを次のように改める。</p> <p>別表第八（略）</p> <p>別表第九（表略）</p> <p>備考</p> <p>1. ～3.（略）</p> <p>4. 格付は、<u>適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。以下同じ。）</u>によるものとする。</p> <p>5. 金融保証の再保険取引の格付については、元受会社から入手した格付及び元受会社の社内格付（<u>適格格付業者の格付がない場合に限る。</u>）を使用することができる。</p> <p>6. リスク対象資産が複数の<u>適格格付業者</u>から格付を受けている場合であつて、それらの格付により判定したランクに応じてリスク係数が異なるときは、最も小さいリスク係数から数えて二番目に小さいリスク係数を用いるものとする。ただし、最も小さいリスク係数が複数の<u>適格格付業者</u>の格付に対応するものときは、当該最も</p>	<p>別表第八から別表第十二までを次のように改める。</p> <p>別表第八（略）</p> <p>別表第九（表略）</p> <p>備考</p> <p>1. ～3.（略）</p> <p>4. 格付は、<u>企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関</u>によるものとする。</p> <p>5. 金融保証の再保険取引の格付については、元受会社から入手した格付及び元受会社の社内格付（<u>指定格付機関の格付がない場合に限る。</u>）を使用することができる。</p> <p>6. リスク対象資産が複数の<u>指定格付機関</u>から格付を受けている場合であつて、それらの格付により判定したランクに応じてリスク係数が異なるときは、最も小さいリスク係数から数えて二番目に小さいリスク係数を用いるものとする。ただし、最も小さいリスク係数が複数の<u>指定格付機関</u>の格付に対応するものときは、当該最も</p>

<p>小さいリスク係数を用いるものとする。  7. (略)  別表第十～別表第十二 (略)</p>	<p>小さいリスク係数を用いるものとする。  7. (略)  別表第十～別表第十二 (略)</p>
---	---